



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*79 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年課)

○ 告示

1311 平成18年度和歌山県文化表彰各賞の受賞者 (文化国際課)

1312 和歌山県が行う本庁舎等の清掃、警備等の委託に係る競争入札等参加者の資格等に関する要綱の一部改正 (管財課)

1313 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)

1314 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)

1315 生活保護法による医療機関の指定 (")

1316 生活保護法による施術機関の指定 (")

1317 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (長寿社会推進課)

1318 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (")

1319 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")

1320 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")

1321 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定 (障害福祉課)

1322 救急病院の認定 (医務課)

1323 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)

1324 " (")

1325 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)

1326 中島井土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)

1327 土地改良区の定款変更認可 (")

1328 保安林予定森林 (森林整備課)

1329 " (")

1330 " (")

1331 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)

1332 " (")

1333 公有水面埋立て工事のしゅん功認可 (漁港課)

○ 公告

平成18年度職業訓練指導員試験の合格者 (雇用推進課)

規 則

和歌山県規則第79号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則(昭和54年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次の1号を加える。

(4) 個室又は他から容易に見通すことができない区画を設けて客に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせるもの

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1311号

平成18年度和歌山県文化表彰各賞の受賞者は、次のとおりである。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県文化賞

道浦母都子

歌人

和歌山市出身

大阪府吹田市在住

和歌山県文化功労賞

久馬規正

茶道家

岩出市出身

和歌山市在住

和歌山県文化功労賞

水本清

書道家

田辺市出身

田辺市在住

和歌山県文化奨励賞

鈴木理策

写真家

新宮市出身

東京都港区在住

和歌山県文化奨励賞

中上紀

作家

東京都国分寺市出身

東京都日野市在住

和歌山県告示第1312号

和歌山県が行う本庁舎等の清掃、警備等の委託に係る競争入札等参加者の資格等に関する要綱（平成10年和歌山県告示第84号）の一部を次のように改正する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

題名中「競争入札等参加者」を「競争入札参加者」に改める。

第1条中「並びに第167条の2第1項」を削り、「総務部管財課」を「総務部総務管理局管財課」に改め、「並びに同意契約」を削り、「競争入札等」を「競争入札」に改める。

第2条の見出し中「競争入札等」を「競争入札」に改め、同条中「競争入札等に」を「競争入札に」に、「競争入札等の」を「競争入札の」に、「競争入札等参加有資格者名簿」を「競争入札参加有資格者名簿」に改め、同条第5号中「競争入札等参加資格」を「入札参加資格」に改める。

第3条中「競争入札等参加資格審査申請書」を「競争入札参加資格審査申請書」に改め、同条第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第4条中「総務部管財課」を「総務部総務管理局管財課」に、「2月1日から2月末日」を「1月4日から1月31日」に改める。

第6条を次のように改める。

（入札参加資格者の決定等）

第6条 知事は、前条の規定による資格審査の結果、申請者が競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認めたときは、その氏名又は名称その他必要な事項を競争入札参加有資格者名簿に登載するものとし、管財課長は、競争入札参加資格審査結果通知書（別記第8号様式その1）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 前条の規定による資格審査の結果、知事が入札参加資格を有しないと認めたときは、管財課長は、当該申請者に対し、競争入札参加資格審査結果通知書（別記第8号様式その2）によりその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による競争入札参加有資格者名簿への登載日は、当該年の3月1日とする。

第7条の見出し中「入札等参加資格」を「入札参加資格」に改め、同条第1項中「入札等参加資格」を「入札参加資格」に改め、同条第2項中「平成10年4月1日」を「平成19年3月1日」に、「4月1日」を「3月1日」に改め、同条第3項中「入札等参加資格」を「入札参加資格」に改める。

第8条の見出し中「入札等参加資格」を「入札参加資格」に改め、同条中「入札等参加資格を」を「入札参加資格を」に、「入札等参加資格者」を「入札参加資格者」に改める。

第9条中「入札等参加資格者」を「入札参加資格者」に、「競争入札等参加資格審査申請事項変更届」を「競争入札参加資格審査申請事項変更届」に改め、同条第5号中「入札等参加資格者」を「入札参加資格者」に改める。

第9条の2第2項中「入札等参加資格者」を「入札参加資格者」に、「競争入札等参加有資格者名簿」を「競争入札参加有資格者名簿」に、「入札等参加資格を」を「入札参加資格を」に改め、同条第3項中「入札等参加資格者」を「入札参加資格者」に、「入札等参加資格を」を「入札参加資格を」に改める。

第9条の3の見出し中「入札等参加資格」を「入札参加資格」に改め、同条第1項中「入札等参加資格者から」を「入札参加資格者から」に、「競争入札等参加資格」を「入札参加資格」に改め、同条第2項中「競争入札等参加資格を」を「入札参加資格を」に、「競争入札等参加資格承継申請書」を「競争入札参加資格承継申請書」に改める。

第10条第1項中「競争入札等」を「競争入札」に改め、同条第2項中「入札等参加資格者」を「入札参加資格者」に改める。

別記第1号様式中「競争入札等参加資格審査申請書」を「競争入札参加資格審査申請書」に、「競争入札等に」を「競争入札に」に、「競争入札等参加資格の」を「入札参加資格の」に改める。

別記第4号様式中「競争入札等」を「競争入札」に改める。

別記第5号様式中「競争入札等」を「競争入札」に改める。

別記第8号様式中「和歌山県知事」を「和歌山県総務部総務管理局管財課長」に、「競争入札等参加資格審査結果通知書」を「競争入札参加資格審査結果通知書」に、「競争入札等参加資格審査申請書」を「競争入札参加資格審査申請書」に、「競争入札等参加資格が」を「入札参加資格が」に、「競争入札等参加有資格者名簿」を「競争入札参加有資格者名簿」に改める。

別記第9号様式中「競争入札等参加資格審査申請事項変更届」を「競争入札参加資格審査申請事項変更届」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第10号様式中「競争入札等参加資格承継申請書」を

「競争入札参加資格承継申請書」に、「競争入札等参加資格を」を「競争入札参加資格を」に改める。

附 則

- この要綱は、平成19年1月4日から施行する。
- この要綱による改正前の和歌山県が行う本庁舎等の清掃、警備等の委託に係る競争入札等参加者の資格等に関する要綱第6条第1項の規定により入札等参加資格を有すると認められた者の入札参加資格の有効期間は、この要綱による改正後の和歌山県が行う本庁舎等の清掃、警備等の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第7条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

和歌山県告示第1313号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年12月27日まで縦覧に供する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 申請年月日
平成18年10月27日
- 名称
特定非営利活動法人アタック・メイト和歌山
- 代表者の氏名
前岡秀幸
- 主たる事務所の所在地
和歌山市鷹匠町6丁目7番2号
- その他事務所の所在地
岩出市水栖269番地の10
- 定款に記載された目的
この法人は、和歌山県及び近隣府県の市民、団体及び中小企業者に対し、環境保全に関する技術指導を主体に、環境との調和と共生のまちづくりに関する事業を行い、もってそこに住み、働き、訪れる全ての者にとって魅力ある地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊病 4-4	紀の郷病院	伊都郡九度山町大字九度山113番地の6	平成 18.9.30

和歌山県告示第1315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊病 8-18	紀の郷病院	伊都郡九度山町大字九度山113番地の6	平成 18.10.1

和歌山県告示第1316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩柔 4-18	東洋鍼灸整骨院	岩出市吉田242-9	平成 18.10.17

和歌山県告示第1317号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届出があったので、同法第115条第2号の規定に基づき公示する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏 名 〔法人の場合 にあっては、 申請者の名称〕	住 所 〔法人の場合 にあっては、主たる 事務所の所在地〕	法人の場合 にあっては、 代表者の氏名	事業所の 名 称	事業所の所在地	辞 退 年 月 日
3011710096	医療法人英生会	紀の川市下井阪447番地 1	長雄英正	長雄整形外 科	紀の川市下井阪447 番地1	平成 18.10.31

和歌山県告示第1318号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定

により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した
ので、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定事業者 番 号	氏 名 (法人の場合に あっては、 申請者の名称)	住 所 (法人の場合に あっては、主たる 事務所の所在地)	法人の場合に あっては、代 表者の氏名	事業所 の 名 称	事業所の所在地	サービス の 種 類	指 定 年月日 (指定の有 効期間の 満了の日)
3070104744	有限会社近畿環境 コンサルタント	和歌山市中306-6	岩橋啓晃	訪問介護ステ ーションハニー	和歌山市中306-6	介護予防訪問 介護	平成 18.11.1 (平成 24.10.31)

和歌山県告示第1319号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に
より指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定事業者 番 号	申請者の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	代表者の 氏 名	事業所 の 名 称	事業所の所在地	サービス の 種 類	指 定 年月日 (指定の有 効期間の 満了の日)
3071800076	有限会社ラポール	和歌山市六十谷20 8-26	丸山一起	ケアプランセン ターチャー夢	岩出市宮57-1	居宅介護支援	平成 18.11.1 (平成 24.10.31)

和歌山県告示第1320号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53
条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護
予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定事業者 番 号	氏 名 (法人の場合に あっては、 申請者の名称)	住 所 (法人の場合に あっては、主たる 事務所の所在地)	法人の場合に あっては、代 表者の氏名	事業所 の 名 称	事業所の所在地	サービス の 種 類	指 定 年月日 (指定の有 効期間の 満了の日)
3070105683	株式会社創和	和歌山市山吹丁9番 地	森卓也	ヘルパーステ ーションそうわ	和歌山市山吹丁9番 地	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 18.11.1 (平成 24.10.31)
3070105717	特定非営利活動法 人コミュニティネ ット	和歌山市黒田279-4	留置誠章	ケアセクション 和歌山	和歌山市黒田279-4	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 18.11.1 (平成 24.10.31)
3070105709	有限会社きのした メディカルサービ ス	和歌山市称宜972-1	木下万由美	ヘルパーステ ーションかがやき	和歌山市称宜920-1	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 18.11.1 (平成 24.10.31)
3070105691	有限会社集い	和歌山市紀三井寺8 11番地の83	越野文弘	ヘルパーステ ーション集い	和歌山市紀三井寺81 1番地の83	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 18.11.1 (平成 24.10.31)

3071000602	特定非営利活動法人コミュニティネット	和歌山市黒田279-4	留置誠章	ケアセクション伊都	橋本市高野口町名倉234	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.11.1 平成24.10.31
3071600732	有田郡老人福祉施設事務組合	有田郡湯浅町栖原332番地	伏木建	養護老人ホームなぎ園	有田郡湯浅町栖原332番地	訪問介護・介護予防訪問介護・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	平成18.11.1 平成24.10.31
3072000387	株式会社大翔	御坊市湯川町富安1875-1	根木江津美	ステーションつくし	御坊市湯川町富安1875-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.11.1 平成24.10.31
3060190489	株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10-1	樋口公一	株式会社コムスン訪問看護ステーション城北	和歌山市二筋目11番	訪問看護・介護予防訪問看護	平成18.11.1 平成24.10.31
3062390046	財団法人新宮病院	新宮市仲之町2丁目1番地の15	伊藤忠志	新宮病院訪問看護ステーション	新宮市仲之町2丁目1番地の15	訪問看護・介護予防訪問看護	平成18.11.1 平成24.10.31
3071000610	医療法人南労会	大阪府大阪市港区弁天2丁目1番30号	松浦良和	医療法人南労会デイサービスいずみ	橋本市神野々1103	通所介護・介護予防通所介護	平成18.11.1 平成24.10.31
3071300671	特定非営利活動法人コミュニティネット	和歌山市黒田279-4	留置誠章	ケアセクションかつらぎ	伊都郡かつらぎ町新田116-5	通所介護・介護予防通所介護	平成18.11.1 平成24.10.31
3072400686	特定非営利活動法人高齢者自立支援ホーム塩野の家	西牟婁郡白浜町塩野29番地	前岩登志子	高齢者自立支援ホーム塩野の家	西牟婁郡白浜町塩野29番地	通所介護・介護予防通所介護	平成18.11.1 平成24.10.31
3072400694	有限会社プロデュース	西牟婁郡白浜町堅田2578-443	松本悦子	デイサービスセンターシールド	西牟婁郡白浜町堅田2578-443	通所介護・介護予防通所介護	平成18.11.1 平成24.10.31
3010112815	医療法人スミヤ	和歌山市吉田337番地	角谷英樹	角谷リハビリテーション病院	和歌山市納定10-1	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成18.11.1 平成24.10.31
3070105667	株式会社ケアサポートサイマン	和歌山市宇治鉄砲場112番地の3	和関哲二	ケアサポートサイマン	和歌山市宇治鉄砲場112番地の3	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.11.1 平成24.10.31
3070105675	有限会社竹田医療器商会	和歌山市南材木丁2丁目37番地	竹田司	有限会社竹田医療器商会	和歌山市南材木丁2丁目37番地	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.11.1 平成24.10.31
3071500320	有田住宅設備株式	和歌山市北出島17	一ノ瀬定男	有田住宅設備株	有田市宮崎町370	特定福祉用具	平成

会社	番地	株式会社	販売・特定介護予防福祉用具販売	18.11.1 平成 24.10.31
----	----	------	-----------------	---------------------------

和歌山県告示第1321号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第32条第1項の指定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第5

1条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3030100196	相談支援事業所創和	和歌山市山吹丁9番地 Natural Park 202号	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	株式会社創和	和歌山市山吹丁9番地 Natural Park 202号	平成18.11.1	平成24.10.31

和歌山県告示第1322号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

名称	所在地	有効期限
医療法人杏林会嶋病院	和歌山市西仲間町1丁目30番地	平成21.10.24

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 折戸金融
- 2 氏名 折戸信子
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 東牟婁郡那智勝浦町築地4丁目1番地の1
- 4 登録番号 和歌山県知事(1)01379号
- 5 登録年月日 平成15年11月18日

和歌山県告示第1323号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成18年11月7日から平成18年11月18日までの間の12日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成18年11月1日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年11月10日

和歌山県告示第1324号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成18年11月7日から平成19年1月20日までの間の75日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成18年11月1日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

番号	商号又は名称	氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登録年月日
1		鈴木義夫	橋本市高野口町伏原1025番地の7	和歌山県知事(3)第01199号	平成16年3月12日
2	東信商事	中井修	和歌山市弘西70番地の1	和歌山県知事(3)第01203号	平成16年4月14日

和歌山県告示第1325号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーヒラマツ園部店

和歌山市園部858番地の1

- 2 意見の概要

騒音規制法、振動規制法、和歌山県公害防止条例を遵守し、騒音等の防止対策に努めてください。

- 3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市

小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成18年11月10日から平成18年12月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1326号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、中島井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	幡井武司	岩出市中島536番地
理事	明渡純一	岩出市中島192番地
理事	竹田元一	岩出市中島494番地
理事	近藤一郎	岩出市中島490番地の2
理事	松本美早子	岩出市中島1090番地
理事	藤井眞智子	岩出市中島1032番地
理事	吉村喜美	岩出市畑毛222番地
理事	二階堂豊藏	岩出市金屋169番地
理事	田村計美	岩出市中黒129番地の4
監事	木村昌夫	岩出市中島158番地
監事	藤井雅司	岩出市畑毛159番地の1

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	明渡俊廣	岩出市中島144番地
理事	出口正	岩出市中島530番地の5
理事	福田有位	岩出市中島95番地
理事	田村侃士	岩出市中島504番地
理事	明渡静	岩出市中島489番地
理事	金屋富男	岩出市中島1059番地
理事	赤井啓二	岩出市畑毛193番地
理事	赤井和彦	岩出市畑毛236番地
理事	和田庄司	岩出市中黒89番地
監事	山野勤治	岩出市中島1066番地
監事	二階堂豊藏	岩出市金屋169番地

和歌山県告示第1327号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、海南野上土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1328号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市伏菟野字目吉良504
(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1329号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡みなべ町西本庄字東野中1636の8、1636の9、1637の1、1637の2、1638の1
(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字西本庄字東野中1636の8、1636の9、1637の1、1637の2、1638の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1330号

次の森林を保安林子定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林子定森林の所在場所 日高郡みなべ町市井川字下木臺谷1281(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下木臺谷1281(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1331号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 日時 平成18年11月22日(水)午後1時30分から

2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
水産会館 地階 中会議室

3 被聴聞者

(1) 氏名 栗山保敏

(2) 住所 有田市宮崎町2342

(3) 漁業許可 瀬戸内海機船船びき網漁業

(4) 許可番号 第203号・第204号

(5) 許可船舶 漁船第一 三社丸(WK2-3200)
漁船第二 三社丸(WK2-3201)

和歌山県告示第1332号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 日時 平成18年11月22日(水)午前10時から

2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
水産会館 地階 中会議室

3 被聴聞者

(1) 氏名 山本幸治

(2) 住所 海南市下津町大字丸田1118

(3) 漁業許可 なし

(4) 許可番号 なし

(5) 使用船舶 漁船丸幸丸(WK3-20800)

和歌山県告示第1333号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を有田市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで縦覧に供する。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 しゅん功認可を受けた者

(1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 名称 和歌山県

(3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号

(4) 代表者氏名 和歌山県知事 木村良樹

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県有田市宮崎町字男浦2490番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち1の地点から5の地点までを順次に結んだ線、及び5の地点から6の地点を経て1の地点を結ぶ平成4年4月30日付け和歌山県指令漁第393号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DL+1.94メートルより決定)を結んだ線により囲まれた区域

1の地点 有田箕島北防波堤灯台(北緯34度04分39秒、東経135度05分12秒)から114度36分20秒370.04メートルの地点

2の地点 1の地点から310度50分30秒7.92メートルの地点

3の地点 2の地点から130度50分30秒0.52メートルの地点

4の地点 3の地点から220度50分30秒15.08メートルの地点

5の地点 4の地点から40度50分30秒84.78メートルの地点

6の地点 5の地点から130度50分30秒23.00メートルの地点

(3) 面積

1,957.16平方メートル

3 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成15年7月24日 14和歌山県指令漁第393号

4 しゅん功認可年月日

平成18年10月18日

公 告

公 告

平成18年度職業訓練指導員試験合格者は、次のとおりである。

平成18年11月10日

和歌山県知事 木 村 良 樹

受験番号

1801 1802 1803 1804 1806 1807 1808 1809 1810

1811 1812 1813 1814